

研究ノート

北海道立文書館所蔵の襄・八重関係資料の紹介

吉海直人

同志社女子大学・表象文化学部・日本語日本文学科・教授

Introduction to the data related to Joh and Yae in the Archives of Hokkaido

Naoto Yoshikai

Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Culture and Representation,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Professor

はじめに

札幌の旧北海道庁にある北海道立文書館に、八重の前夫・川崎尚之助に関する裁判記録が多数あることを知ったので、機会があれば調査に行ってみたいと思っていた。ちょうど定山溪で板かるた（下の句かるた）の全道大会が開催されることを知り、その大会見学を兼ねて文書館を訪ねることにした。

幸い資料のアーカイブ化が進められており、所蔵資料のリストがパソコンで検索できるようになっていたので、出発前に川崎尚之助（人名）で検索したところ、四十九件もヒットした。ついでに新島襄で検索したところ、内藤家文書（日向ユキの嫁ぎ先）に襄の書簡が存することも確認できた。また明治初期ということで、試みに新島襄ではなく新島七五三太で検索したところ、予想外に八件もヒットした。まさかこんなところに襄の古い資料が潜んでいるとは思わなかったので、メールで閲覧願を送信し、喜び勇んで出発した。平成二十九年三月のことである。

一、内藤兼備宛新島襄書簡（明治二十二年二月二十二日）

〔解題〕

文書館に所蔵されている内藤家文書中の襄の書簡は、襄が札幌在住の内藤兼備宛に出したものである。日付は明治二十二年二月二十二日となっている（亡くなる一年前）。また封書の差出人の住所が「神戸諏訪山和楽園」とあることから、襄夫妻が須磨の和楽園で療養中に出したものであることがわかった。

北海道庁土木課長の内藤兼備（元薩摩藩士）は、八重の旧友である日向ユキの夫である。明治二十年の夏に札幌で二人が再会したことがきっかけで、兼備と襄という夫同士の交流も始まったのであろう。

その後、両者の間には一度ならず書簡のやり取りがあったはずだが、

現在確認できるのは、明治二十年十月八日付の福士成豊宛書簡の追い書きの中に、「又特に内藤兼備之御家族へ宜しく御致声之程奉仰候」とあること、また『新島襄全集8年譜編』の明治二十一年正月二日条に、「内藤兼備よりこの日付で来信、札幌に適当な売地がある旨を知らせてくる」と記されていることくらいである。襄は札幌に伝道の拠点を置くつもりで、適当な土地探いを道庁役人の兼備に依頼していたのである。

さて本書簡については、昭和六十二年四月十五日の北海道新聞夕刊に、「新島襄の手紙札幌で発見」という見出しで報道されている。記事の中に「同志社社史資料室の河野仁昭室長（同志社大講師）も「七月に刊行予定の書簡編第二巻で採録したい」と、喜んでいる」とある。しかしながらこの書簡は『全集4書簡編』には掲載されておらず、また『全集8年譜編』にも反映されていないかった。

内容は兼備方から林檎が贈られたことへの礼状であるが、その中に長男一雄の同志社入学に関する記事があるので、翻刻して紹介することにした。果たしてこの記事の通り、一雄は同志社へ入学するのだが、二年後の明治二十四年七月に惜しいことに病のため京都で亡くなっている（享年十八）。そのため内藤家は二男の芳雄氏が継いでいる。その芳雄氏のご子息晋氏（スピードスケートのオリンピック選手）も既に亡くなられていたが、九十四歳の奥様（光枝様）は健在であり、この機会にお目にかかってお話を伺うことができた。

〔書簡翻刻〕

寸楮披啓仕候。陳者^{のまは}

此度は遠路遙々

結構なる林檎御恵送

被成下、数日前安着致候。

私共直々頂戴翫味仕

又少しづつ、多くの知人中にも分配仕候處、此比の林檎は珍しきものと被申、大に喜具申候。小生事も近来大分

快方に趣き参り少々

身体に肉付申候間向後

注意申候は、快復に及候かとも

存候間、何卒御休慮可被賜候。

御令息一雄君も大に

御壮健に被為成候由御通知

被下喜欣千万の至に奉存候。

同君御入校の事に付御尋

有之に付本校予備校

之概則相呈し候間何へなり

御合格と御認被成候は、御来学

被下度候。尤入校期限は

来秋九月上旬の末迄と

（但し中旬の初めに入校試験に取かゝり申候）

定置候間、左様承知可被下候。

かね様には不相替御丈夫

にして日々学校に御通ひの

御事と奉察候。私共も

札幌は決而忘れ不申

毎々互に相語らひ楽しみ申居候。

先は御礼旁御左右

御伺申上度如此候也。

早々敬具

二月廿二日 新島襄

同 八重

内藤御両所様

尚々皆々様に宜しく御伝言

被成下度奉希候

〔封筒表〕

北海道札幌北五条西一

内藤兼備殿

〔封筒裏〕

神戸諏訪山和楽園

新島襄

〔注〕書簡に名の出ている「かね様」は、内藤兼備（かねとも）のことと思われるが、このままでは「日々学校に御通ひ」の意味が通じない。あるいは子供のことか。

二、新島襄の留学に関する書類

〔解題〕

文書館には幕末明治期における函館開拓使の貴重な文書が所蔵されており、平成二十六年に一括して国の重要文化財に指定されている。襄の資料が何故ここに所蔵されているかという点、岩倉使節団の通訳・教育調査のために三等書記官心得として雇われたことが発端となっている。

明治四年に森有礼が駐米弁務使としてアメリカに赴任した際、五月十四日に襄と面会している。森は襄を岩倉使節団の通訳として確保したかったようだ。その森の働きかけにより、襄の密出国の罪は許され、戸籍を復帰してもらい、その上正式な留学生としての書類を整えても

らっている。江戸から明治に移行しているとはいえ、襄にとっても難しいことだったに違いない。

その手続きの一環として、六月二十三日に安中へ襄の年齢取調べの文書が通達され、七月一日に外務省に届出されている。その返書（回答）とおぼしきものも認められた。なお「壬申」は明治五年のことである。

群馬県ヨリ届

当県貴族外国留学生徒 新島七五三才

壬申三十二才

右年齢不詳ニ付取調可申旨御達ニ付為取調候処書面ノ通有之候也
六月日欠

この処置が完了したことで、襄は堂々と国家の仕事に就くことが可能になった。それもあって明治五年から一年間、襄は岩倉使節団の通訳として尽力している。その間に襄の有能さを知った黒田清隆（開拓使次官）は、森有礼（弁務使）・木戸孝允・田中不二麿（文部省）らと相談して、襄を開拓使の役人として雇い入れるため、早期帰国を画策している。また私費留学であった襄を官費留学生にすることで、年間千ドルの奨学金を給与することを取り決めていた。これは破格の扱いであろう。

ところが肝心の襄はそんな誘いに耳を貸さず、あと二、三年は留学を続ける意向を示し、しかも官費留学生として奨学金を得ることも辞退している。もちろん官吏になることもなかった（文部省からの誘いも断わっている）。そういった経緯が、文書館に所蔵されている資料によって判明するのである。所蔵されている八通の資料を年代順に並べると、次のようになる。

- ① 明治四年二月 米国留学ノ新島七五三太学資ノ件
- ② 明治五年一月十七日 新島七五三太(襄) 留学ニ付、打合ノ件
- ③ 明治五年一月二十四日 米国留学生新島七五三太開拓使採用致喜慶ニ付、学資金当開拓使ニテ取賄方ノ件
- ④ 明治五年二月九日 米国留学生安中県新島七五三太官費留学被仰付ニ付学資金差遣ノ件
- ⑤ 明治五年二月十日 米国留学生新島七五三太学資金渡月分ニ付照会ノ件
- ⑥ 明治五年二月 新島七五三太へ学費被下候ニ付次官ヨリ森弁務官へ書簡
- ⑦ 明治七年三月五日 米国留学生新島七五三太、帰朝ノ件
- ⑧ 明治七年三月五日 米国留学生新島七五三太帰朝申立書類差出ノ件

①の明治四年二月というのは、日付が早すぎるのではないだろうか(明治五年の誤りか)。②の書類を見ると、まず、

正月十七日

新島七五三太留学ノ義正院ヨリ打合之件

とあり、次に「正院ヨリ来」た書類があげられ、次に別紙として「文部省ヨリ正院へ伺」があり、さらに「黒田次官ヨリ正院へ問合」と続いている。「正院」とは明治政府の役所で、旧太政官に相当する役所である。要するに襄の奨学金給付をめぐる開拓使・文部省・正院でのやり取りが延々と続いているのである。

「正院ヨリ来」の書類には、

往々其使ニ於テ有用ノ見込有之人物ニ候ハ、其使定額金ヲ以留学

為致候テハ如何。

とあり、襄を「有用の見込みある人物」と評価している。また別件であるが、文部省の書類には襄が奨学金を辞退したことで役所が振り回されて入る様子も窺える。

文部省ヨリ通知

米国留学生元安中県新島七五三太学資金ノ儀、兼テ御打合済之通、正月ヨリハ御使御差送ノ筈ニ候処、官費辞却故差送候ニ不及旨、当四月十一日附之書簡ヲ以森少弁務使ヨリ申来候。右ハ辞却ノ時月等報知無之候得共、三等書記官ノ心得ヲ以当省理事官隨行被命。本官同様御手当モ被下候故ヲ以、辞却致候義ニ可有之哉。是以拝命ノ月日来報知無之何分判然不致候間、尚委細ハ御使ヨリ弁務使へ御打合相成度、此段為御心得申入候也 六月十五日

こんな名誉あるいい話を断わるとは誰も思ってもいなかったのだろう。しかしアメリカにハーデイという後見人がいたこと、またキリスト教の学校設立を夢見る襄にとつて、千ドルの奨学金も国の役所勤めも魅力的な話ではなかったようだ。なおこの文書類は、既に『全集8年譜編』に取り入れられているので、詳細は省略する。

三、川崎尚之助の裁判記録

北海道に川崎尚之助の貴重な裁判記録が存することは、歴史家のあさくらゆう氏(『川崎尚之助と八重』知道出版・二〇二二年十二月)によって報告されている。それを受けて伊藤哲也氏(「八重と襄と尚之助」歴史春秋七七・二〇二三年四月)や竹内力雄氏(『川崎尚之助致』同志社時報一三六・二〇二三年十一月)が資料について発表されてい。それらの研究によって、斗南藩に移ってからの尚之助の動向が多

少明らかになった。遅ればせながら、私も文書館を訪れた次第である。そもそも尚之助が訴訟に巻き込まれたのは、取引の手形を米座省三に騙し取られたからである。というのも省三は、英国商人ブライキストンに借金があり、その抵当として手形を押さえられたため、尚之助は米を入手することができなくなってしまった。そこで手形を取り戻すため、尚之助はブライキストンを相手に訴訟をおこすが、その間に今度は尚之助がデユースから損害賠償の訴訟をおこされた。尚之助は二つの国際裁判の原告と被告になっていたのだ。そのことがわかる文書として、明治五年三月三日に斗南藩士辰野宗城が出したものがあつた（同種のもものが別にもある）。

本函館裁判所ニ存在セリ

元斗南藩士族川崎尚之助及ヒ同藩商法

掛リト申唱候米座省三兩人ヨリ丁沫人テユース

当所商人亀屋武兵衛ト大豆唐米取引之義、

去年年閏十月致約定候趣之所、尚之助ヨリ英商

フレキストンに係り障ノ義出来。取引期限後レニ相成

漸昨未年十二月中唐米売払候処、相場違ヒノ

廉ニテ、多分之損失ニ相成候ニ付、右テユースヨリ申出候ニハ

於旧藩可為相償トノ義懇望之由ニ候得共、右ハ

兩人共藩庁ヨリ命シ約定為致候義ニ無之。固ヨリ兩

人共一己ノ了簡ヲ以取組候事故藩庁ニおゐて可

相償理無之義ト存候。尤尚之助義ハ同藩人ニ相

違無之ニ付同人一身限り可相償。省三義ハ全ク藩

人ニ無之候間、御取調当御所置有之度。右尋ニ付此段申上候也。

元斗南藩

壬申三月三日

辰野宗城

外務省御中

ここで辰野は、尚之助は藩人だが省三は藩とは関わりのない者と述べている。ただし取引は尚之助の個人的な料簡で行ったものであり、藩命ではないとしている。これを受けて明治五年六月に尚之助が開拓使の尋問に答えた文書には、

私儀一昨午年十月中爰許着港之砌、丁沫

国デユース并亀屋武兵衛ト広東米拾五万斤

取組申候処、右ハ畢竟斗南藩庁ヨリ穀配之命

令ハ更ニ無之候得共、多人数之飢餓傍觀難

黙止ヨリ全ク自己之存意ニ任セ取組申候。右御尋

ニ付此段申上候。以上

元斗南藩

壬申六月

川崎尚之助 印

外務御役所

とある（これも同種のもものが別にある）。これによれば尚之助も藩命ではなく自分が勝手にやったことだが、それは斗南藩で飢餓に苦しんでいる多くの人々を見るに見かねてのことであるとしている。ここで尚之助は「元」斗南藩士として署名している。既に廃藩置県の後であるが、本人が元藩士と言っていることを確認しておきたい。最後に尚之助の死亡記事をあげておく。

青森県士族

川崎尚之助

右之者兼而御届ケ申上候通り病氣ニ罷在候

処、午後三時頃被死去仕候。仍是即刻御達シ申

上候也。

青森県士族

三月廿

開拓使御中

根津親徳

第四百八十式号ヲ以青森県貫属士族川崎尚

之助当校病院ニ於テ本月廿日病死致候事

実無相違哉。不日御照会之趣致承知候。右ハ本

月廿日病死候ニ相違無之候条此段及御回

報候也。

明治八年三月廿二日 東京医学校

開拓使判官御中

この死亡通知書によって、尚之助が明治八年三月二十日に亡くなったことが明らかになった。既に八重との離縁も成立していたようである。身寄りもなく浅草今戸の称福寺に葬られたという記録が残っているだけである。ここから豊岡市出石町とのかかわりは見出せない。

四、八重の和歌短冊

文書館の所蔵資料ではないが、内藤光枝様宅を訪問した際、日向ユキの和歌詠草が小さな箱一杯保管されていることを知った。それは日向ユキの歌集ができる程の分量であった。実は期待していることがあった。明治二十年に二十年ぶりに再会した二人は、その記念に写真館で写真を写している。その折ユキが、

うれしさによる年波もうち忘れまたのあふせをいのり居るかな

という和歌を詠じているので、その詠草を拝見したいと思っていた。またそれに唱和して作られた八重の和歌が残っていないかをお尋ねしたかった。それに関しては残念ながら探し出せなかったものの、別に

赤地の短冊が目付いた。抜き出してみたところ、ユキの詠草ではなかった。前に見たことのある字だと思つてあらためて確認したところ、なんとそれは八重の自筆短冊だった。そこには、

御慶事をきゝて

いくとせかみねにかゝれる村雲のはれて嬉しき光りをぞ見る 八

重子八十七歳

(幾年か峰にかかれる群雲の晴れて嬉しき光をぞ見る)

と書かれていた。これは八重の歌の中では有名なものの一つである。短冊の裏に「昭和三年秋よめる」とあることから、昭和三年（戊辰）年九月に詠まれたものであることがわかる。

その年の九月二十八日、旧会津藩主・松平容保公の孫娘勢津子姫と秩父宮殿下の御成婚が行われた。皇族との婚姻によって、会津藩はようやく朝敵の汚名を返上することができたのである。奇しくも戊辰戦争から六十年目の慶事である。長年の群雲が晴れて嬉しき光は八重ばかりではない。それは旧会津藩士すべての喜びでもあった。今後は明るい光の下、堂々と胸を張って生きていくことができるからである。そのため八重は、しばしばこの歌を短冊に書いて与えている。

なお昭和三年、八重は数えて八十四歳である。ところが短冊には八十七歳とある。そうするとこれは、三年後の昭和六年にしたためられたものということになる。八重はこの年、会津若松大龍寺の山本家の墓所を整備するなど、身辺整理に取りかかっていた。

この短冊の発見によって、八重と日向ユキ（内藤よし子）の交流が昭和六年まで続けられていたことがわかった。翌年に八重は亡くなるわけだが、八重はどんな思いでこの歌をユキに送ったのだろうか。この短冊が郵送された折の書簡（書きつけ）が残っていないことが惜しまれてならない。

末尾ながら今回快く資料を見せて下さった内藤光枝様、そして甥にあたる草野賀文様（同志社校友会北海道支部長）に心からお礼申し上げます。